



2025年1月吉日

弁護士法人三宅法律事務所主催 Webセミナー

独占禁止法セミナー

「優越的地位の濫用の基本から最新の動向まで」のご案内

日 時 2025年2月14日（金）午後1時30分から午後3時まで
会 場 ウェビナーによるオンラインセミナー
参 加 料 無料
講 師 弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士 福田泰親

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弁護士法人三宅法律事務所は、「優越的地位の濫用の基本から最新の動向まで」と題するウェビナーを開催いたします。

独占禁止法は、企業の皆様がビジネスを展開していく中で、様々な場面で対応が必要となる法律です。特に近年は、政府により、価格転嫁や物流取引などに関する競争政策に力が入れられており、これに呼応する形で公正取引委員会の動きが活発化しております。

本セミナーでは、「優越的地位の濫用」について、独占禁止法の条文やガイドラインを踏まえた基本的な考え方を解説したうえで、最新の動向をお話します。これまであまり馴染みのなかった若手法務担当者の方はもちろん、この機会に「優越的地位の濫用」についての理解をさらに深めたいとお考えの方にご参加いただき、今後の実務に活かせるようにしていただければ幸いです。

皆様のご参加を心からお待ち申し上げます。

謹白

【概要】

- 1 優越的地位の濫用とは
- 2 公取委による優越的地位の濫用事件の処理状況
- 3 直近の優越的地位の濫用に関する動向
- 4 コスト上昇分の価格転嫁への対応

【講師紹介】

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー

弁護士 福田泰親

<経歴等>

2012年 弁護士登録（65期）

2019年 神戸大学大学院法学研究科理論法学専攻博士課程
（競争法）修了

2020年 UCLA School of Law (LL.M.) 修了

Buchalter Law Firm (Los Angeles) 勤務（～2022）

2021年 ニューヨーク州弁護士登録

2022年 パートナー就任



【お申し込み方法】

弊所のホームページ又は以下の URL からお申し込みください。



三宅法律事務所 セミナー

検索

(Zoom による Web セミナーとなります。)



<https://miyakemail-jp.prm-ssl.jp/dokkin.html>



申込期日：2月9日（日）までにお申し込みください。

- (1) お申し込み後、受講 URL が記載されたメールが届きます。
- (2) セミナー当日までに、レジユメのメールが届きます。（申込期日 2/9(日)以降に。）
- (3) セミナー当日は、(1) のメールに記載の受講 URL よりセミナー受講画面にお進みください。

- 企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。
- ご記入いただいた個人情報につきましては、連絡及びセミナー運営管理のみに利用させていただきます。詳細は、弊社ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。
- お問い合わせ先：06-6202-7873（代表）（担当：井村・河口・山尾）